

2022年4月

千葉県弁護士会憲法市民集会

今、改めて憲法改正問題を考える

～ウクライナ情勢を踏まえ、憲法9条改正、緊急事態条項の創設は必要か～
ご案内

千葉県内九条の会 御中

千葉県弁護士会 会長 篠崎 純
同憲法問題特別委員会 委員長 植竹 和弘

拝啓

日頃、千葉県弁護士会の活動にご協力いただき、感謝を申し上げます。

さて、当弁護士会では、毎年、市民の皆さんとともに憲法について考える市民集会を開催してまいりました。

ロシアのウクライナ侵攻を契機として、力による現状変更の脅威を理由に、憲法9条改正及び緊急事態条項創設が必要であるとの憲法改正論が勢いを増しています。

こうした状況を踏まえ、名古屋学院大学教授の飯島滋明氏をお招きしてお話を伺い、喫緊の課題である憲法改正問題（憲法9条改正及び緊急事態条項の創設）について、市民の方々と共に考える機会を持ちたいと考え、下記の要領で、憲法市民集会を開催いたします。

是非、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

敬具

集会の名称	千葉県弁護士会憲法市民集会 今、改めて憲法改正問題を考える ～ウクライナ情勢を踏まえ、憲法9条改正、緊急事態条項の創設は必要か～
と き	2022年6月4日(土) 13時00分開場／13時30分開演／16時30分終了予定
と ころ	千葉県弁護士会館3階講堂（入場無料）手話通訳あり
内 容	飯島滋明さん（名古屋学院大学教授、憲法学・平和学）

※チラシを10枚同封いたします。追加が必要ならご連絡下さい。

主 催 千葉県弁護士会

千葉市中央区中央4-13-9

電話 043(227)8431 / FAX 043(225)4860 URL <http://www.chiba-ben.or.jp/>

共 催 日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

今、改めて憲法改正問題を考える

～ウクライナ情勢を踏まえ、憲法9条改正、緊急事態条項の創設は必要か～

講演：飯島滋明さん(名古屋学院大学教授、憲法学・平和学)



2022年2月24日に発生したロシアのプーチン大統領によるウクライナに対する侵略戦争を理由に、日本では、憲法9条の改正や軍備増強、緊急事態条項の創設を主張する声が増えています。

しかし、今こそ、国連憲章の「武力不行使の原則」・日本国憲法の「平和主義」の重要性を見つめ直し、武力によらない平和創造に向けた外交を目指した日本国憲法の「国際協調主義」に則った平和的解決を考える必要があるのではないのでしょうか。

憲法学・平和学を研究されている飯島滋明さんと共に、みなさんで一緒に考えていきましょう。

2022年6月4日(土)13:30～16:30

開場：13:00

於：千葉県弁護士会3階講堂

入場無料・申込不要

手話通訳あり

※感染症対策のためマスクの着用・当日の検温にご協力ください。

主催：千葉県弁護士会

共催：日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

☎043-227-8431

<https://www.chiba-ben.or.jp/>

千葉市中央区中央4-13-9

